

高取町チャレンジショップ出店者募集要項

1. チャレンジショップ実施の目的

新規出店を希望する意欲のある起業家を対象に、当町のチャレンジショップを貸し出し、店舗を運営してもらうことによって実践の中で店舗経営のノウハウを習得するとともに、土佐街道のにぎわいを創出しながら経営を軌道に乗せ、将来的に土佐街道周辺の空き家を利用した独立開業を目指す。

2. 店舗概要

(1) 所在地：高取町大字上土佐62番地1 交流拠点施設ワニナル内

(2) 面積：38.24㎡（幅約4.8m×奥行約8.0m）

(3) その他

①土佐街道沿い、平屋建て。

②駐車場なし、駐輪スペースあり。

3. 設備・備品

(1) 既存設備の内容

- ・オール電化（IHコンロ）
- ・照明
- ・エアコン

※追加で必要な設備等は町の承諾のもと出店者負担で追加すること。

なお、町への設備等に関する追加要望は受け付けない。

(2) 貸出可能な備品は別添「チャレンジショップ備品一覧」のとおり。

4. 募集店舗：1店舗

5. 出店期間

令和8年7月～9月を出店日とし、2年以内とする。

6. 営業時間及び定休日

営業時間：9：00～21：00の間で設定すること。

※原則として週5日以上、かつ1日当たり6時間以上の営業ができること。

定休日：毎週火曜日及び12月28日から1月4日まで。

火曜日が祝日の場合は、その翌日。

7. 募集業種

飲食業、物品販売（小売業）など業種は問わない。ただし、動物など生き物を扱わないこと。

8. 応募資格（以下の条件を全て満たすこと。）

- （１） 20歳以上で独立開業を目指す意欲ある個人・グループ等であること。
- （２） チャレンジショップ終了後、概ね1年以内に土佐街道周辺で開業を目指すこと。
- （３） 店舗運営に必要な許認可を有していること。（開業時までには取得見込みでも可。）
- （４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に定める暴力団の構成員又は準構成員でないこと。
- （５） 店舗を著しく汚損したり、騒音を出したりしないこと。
- （６） 店外へ煙や特殊な臭いを発生させないこと。
- （７） 国税及び地方税の滞納がないこと。
- （８） 政治性又は宗教性のある事業でないこと。
- （９） 特定の主義又は主張を行う事業でないこと。
- （10） 地域の活動に積極的に参加し、協調性が維持できること。

9. 費用

- （１） 使用料（家賃）は、1か月20,000円とする。
- （２） 上下水道光熱費用は実費払とする。
- （３） 商品陳列ケースや棚等の什器及び持込み備品に係る費用は出店者の負担とする。
- （４） チャレンジショップの施設設備及び貸与を受けた備品を損傷したときは、直ちにその旨を当町に届け出て、その指示を受けた上で賠償する。
- （５） 店舗への搬入、搬出に係る費用は全て出店者の負担とする。
- （６） その他費用負担区分が不明確なものについては、出店者と当町とが協議の上決定する。

10. 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- （１） 公序良俗に反しないこと。
- （２） 関係法令等に違反しないこと。
- （３） 営業時間を遵守すること。
- （４） 定められた必要書類を遅延なく提出すること。
- （５） 定められた家賃を遅延なく納付すること。
- （６） あらかじめ当町の承認を受けた場合以外は、店舗にポスターやチラシを貼付しないこと。
- （７） 出店期間が終了したときは、施設及び設備を原状に回復すること。また、出店の承認を取り消されたときも同様とすること。
- （８） 高取町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- （９） その他、当町の指示を遵守すること。

1 1. その他

- (1) 当町は出店者に対し、経営の指導助言その他出店者の活動支援を行う。
- (2) 出店に必要な許認可等の手続は、出店者が行う。
- (3) 出店期間中の災害、事故、盗難等による出店品の破損、紛失等のトラブルについては、当町は一切その責を負わない。
- (4) 施設の転貸は認めない。

1 2. 申込み方法

- (1) 高取町交流拠点施設チャレンジショップ使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて高取町総合政策課へ提出すること。なお、提出書類は返却しない。
- (2) 申込み締切日：令和8年3月31日（火）必着
- (3) 申込みに当たり店舗の見学を希望する場合は、問合せ先へ連絡して日程を調整する。
- (4) 申込み先
〒635-0154
奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1
高取町総合政策課

1 3. 選考方法

- 一次審査：書類審査
- 二次審査：面接審査（プレゼンテーション）
令和8年4月下旬実施予定

1 4. 選考基準

選考に当たっては、次の選考基準を重視する。

- (1) 土佐街道のにぎわい創出に意欲的であること。
- (2) 商業活動に対して意欲的であること。
- (3) 土佐街道で独立開業し、継続して店舗経営することに意欲的であること。
- (4) 既存店舗や地域との協調に意欲的であること。
- (5) 明るく元気があり、考え方が積極的でプラス思考であること。

1 5. 注意事項

- (1) 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合は失格とし、審査の対象としない。
- (2) 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

1 6. 問合せ先

高取町総合政策課 TEL : 0 7 4 4－5 2－3 3 3 4
FAX : 0 7 4 4－5 2－4 0 6 3
E-Mail : sougouseisaku@town.takatori.nara.jp